

商標権	判決年月日	令和7年3月12日	担当部	知財高裁第1部
	事件番号	令和6年(行ケ)第10090号		
<p>○ 「ぼんちゃん」の文字を標準文字で表してなる本願商標につき、群馬県館林市が行う観光振興に関する事業を表示する標章として著名なものである「ぼんちゃん」(引用標章)と同一又は類似するから商標法4条1項6号に該当するとして本願の拒絶査定不服審判請求を不成立とした審決について、引用標章を同号にいう「著名なもの」と認定した点に誤りがあるとして審決を取り消した事例</p>				

(事件類型) 審決(拒絶査定不服・不成立)取消 (結論) 審決取消

(関連条文) 商標法4条1項6号

(関連する権利番号等) 商願2021-154842

(審決) 不服2023-2913

### 判 決 要 旨

- 1 原告は、「ぼんちゃん」の文字を標準文字で表してなる商標(本願商標)につき、指定商品を第9類(「アニメーションを内容とする記録済み媒体及び動画ファイル」等)、第16類(「パスポートホルダー」等)として商標出願した(本願)。

審査官は、本願商標は商標法4条1項6号及び7号に該当するとして本願につき拒絶査定をしたため、原告が拒絶査定不服審判請求をした。

本件審決は、要旨、本願商標は、群馬県館林市が行う観光振興に関する事業を表示する標章として著名なものである「ぼんちゃん」(引用標章。館林市のマスコットキャラクターの愛称)と同一又は類似の商標であるから、商標法4条1項6号に該当するとして、同審判請求は成り立たないとした。原告は、本件審決の取消しを求めて本件訴えを提起した。

- 2 本判決は、引用標章を商標法4条1項6号にいう「著名なもの」と認定した点に誤りがあるとして、本件審決を取り消した。その理由の要旨は次のとおりである。

#### (1) 商標法4条1項6号の解釈について

商標法4条1項6号は、商標登録を受けることができない商標として、「国若しくは地方公共団体若しくはこれらの機関、公益に関する団体であって営利を目的としないもの又は公益に関する事業であって営利を目的としないものを表示する標章であって著名なものと同じ又は類似の商標」を規定する。その趣旨は、同号に掲げる団体の公益性に鑑み、その権威、信用を尊重するとともに、出所の混同を防いで取引者、需要者の利益を保護することにあると解される。このような趣旨に照らすと、同号にいう「著名なもの」というために、必ずしも、日本全国において広く知られていることを要するものとまでは解されない。すなわち、同号に掲げる団体や事業の地域性を考

慮して、著名性の認定に当たり、地理的範囲を限定して考慮する余地があるといえる。

他方、同号に掲げる団体や事業を表示する標章は極めて多数にわたるために、同号は、対象となる標章を「著名なもの」と限定しているのもであって、商標法上の他の規定（例えば、商標法4条1項8号）と完全に整合的に解すべき必要まではないが、少なくとも「著名」の字義に反するような解釈をすることは相当でない。このことは、著名性の地理的範囲についても同様であって、公益事業等を示す標章として特定の地域でのみ知られている標章と同一又は類似する商標の登録を禁止するとなると、本来であれば一般的に認められるべきはずの、商標権を取得して全国的に当該商標を使用する権利を過度に制約することになりかねない。

以上によると、商標法4条1項6号にいう「著名なもの」というためには、同号に掲げる団体や事業の地域性に照らし、必ずしも日本全国にわたって広く認識されている必要はないが、なお相応の規模の地理的範囲において広く認識されていることを要するものと解するのが相当である。

## (2) 本件への当てはめ

館林市の観光マスコットキャラクターとして作成された「ぽんちゃん」（引用キャラクター）は、その愛称である「ぽんちゃん」（引用標章）とともに、館林市及び館林市観光協会によって、観光振興事業のために種々の方法により利用されているから、引用標章は、商標法4条1項6号にいう「公益に関する事業であって営利を目的としないものを表示する標章」に当たる。

しかし、認定した事実関係（館林市内での使用状況、館林市外に向けた使用状況、新聞記事への掲載実績、日本全国に向けた発信状況等）によると、引用キャラクター及びその愛称である「ぽんちゃん」（引用標章）は、館林市民にはなじみのあるキャラクターとして広く認識されていると認められ得るものの、館林市外への露出は散発的かつ限定的であり、群馬県の総人口約197万人に対して館林市の人口が8万人弱にとどまることからしても、群馬県及びその周辺において広く認識されていると認めるには至らない。そうすると、引用標章は、館林市及び館林市観光協会による観光振興事業の地域性を考慮しても、相応の規模の地理的範囲において広く認識されているということはできないから、商標法4条1項6号にいう「著名なもの」に当たらない。

以上